

○食品流通構造改善促進法の特例

法律の認定を受けた食品の製造等の事業を行う中小企業者について、食品流通構造改善促進機構が認定事業に必要な資金の借入に係る債務の保証等を行う。

- ①認定事業に必要な資金の借入に係る債務の保証
- ②認定事業への参加
- ③認定事業に関する施設の整備
- ④認定事業に必要な資金のあっせん
- ⑤相談業務

※食品流通構造改善促進機構：

食品の流通部門の構造改善を促進することを目的とした団体として、食品流通構造改善促進法に基づき農林水産大臣の指定を受けた公益法人。